

航空保安業務処理規程の一部改正について

1. 背景

平成23年6月2日に高知ターミナル管制所が関西ターミナル管制所へ統合され、また平成23年7月1日に下地島ターミナル管制所に替わって先島ターミナル管制所が運用開始されることに伴い、航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 管制方式基準(Ⅱ)2(6)【到着機と出発機との間隔】b

ターミナル管制所の統合により、レーダーサイトは設置されているが、ターミナル管制所は設置されていない飛行場からの出発機に対してターミナル・レーダー管制業務を行う場合があることから、所要の改正を行う。

(2) 管制方式基準(Ⅱ)2(8)【目視間隔】(a)及び管制方式基準(Ⅳ)8-1(3)
【同一滑走路への視認進入】

管制圏外において目視間隔を適用できる場合の対象機を明確化するとともに視認進入は必ずしもレーダー誘導に継続するものとは限らないことから、所要の改正を行う。

(3) 管制方式基準(Ⅳ)別表1「二次レーダー管制機関別特定コード」

ターミナル統合及び管制機関名の変更に伴い、所要の改正を行う。

3. スケジュール

本改正の適用日(予定): 平成23年6月2日

(先島ターミナル管制所の二次レーダー管制機関特定コードについては、平成23年7月1日)